

【緊急！】消費者トラブル注意報 第73号

マルチ商法に注意(今年度相談件数32件^{H30.1.23現在})

【相談事例】

- ・ 知人の紹介で会員になり数百万円を支払ったが、収益が出ずにいる。解約し返金を求めたいが、事業者と連絡がつかなくなった。
- ・ セミナーに参加した娘が大金を注ぎ込んだうえ、家族をはじめ友人や知人を手当たり次第に勧誘し、人間関係に支障をきたしている。やめさせたいが聞く耳を持たない。
- ・ 健康食品のマルチ商法について、必ず病気が治るとか儲かるとか断言した不適切な勧誘を受けた。

マルチ商法(連鎖販売取引):「特定商取引法」で定義され、勧誘方法など様々な規制が設けられている。負担を伴って商品を販売したりサービスを提供したりすることで、対価を得る契約が多い。

【問題点】

- ・ 相応の成果を上げられなければ**借金が残って被害者**となるだけでなく、**自らが**勧誘や販売をすることにより**加害者**となってしまう、**被害者の拡大**を招くことも。
- ・ 親族や友人、知人を被害に遭わせ**人間関係が壊れてしまう**ケースが少なくない。
- ・ 勧誘時に詳しい説明がなされるどころか、むしろ「楽しんで必ず儲かる」などと言われ、**リスクを理解しないまま加入**することが多い。

【消費者へのアドバイス】

- ・ このご時世、楽で簡単に儲ける話は、絶対がない!!!内容をよく確認(理解)して。
- ・ 親族、知人、同級生、先輩や会社の同僚などからの勧誘であっても、必要ない(怪しい)と思う時はきっぱりと断る。
- ・ 自分だけで判断しない。(消費生活センターや警察等に相談する。)

熊本県消費生活センター 相談電話 096-383-0999

(相談受付時間: 平日の午前9時から午後5時、第2日曜日の午前10時から午後3時)

【参考】

ネズミ講(無限連鎖講):「無限連鎖講防止法」により禁止されており、**違法**。儲け話を持ち掛けてお金をだまして組織に加入させ、一部が自分に、残りが上位者に配分される。加入して勧誘や販売を行えば、**自らも犯罪者**となる。